

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修について

更新研修の受講

◎受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

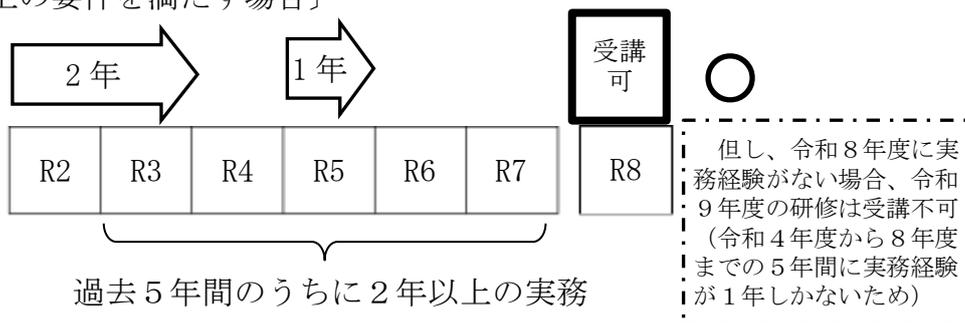
- 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

※ 30年度以前の研修受講者は、「サービス管理責任者等として現に従事しているものとみなされる」ことから、令和元年度から5年度までの間に限り、過去の実務経験年数に関わらず、現にサービス管理責任者等として従事している又はサービス管理責任者等として従事する予定の方は受講対象になります。

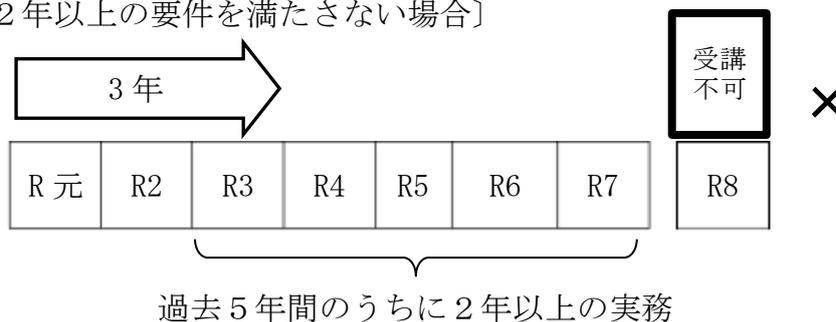
- 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

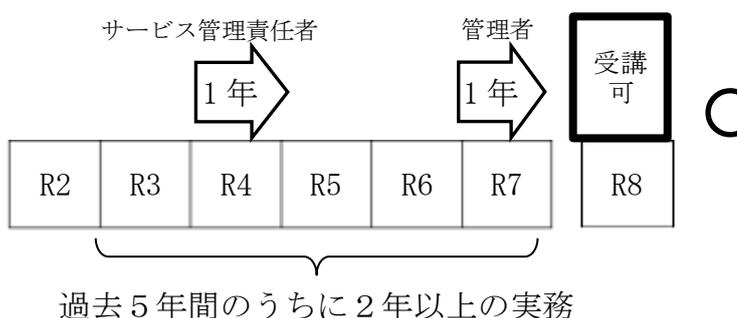
〔2年以上の要件を満たす場合〕



〔2年以上の要件を満たさない場合〕



〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕



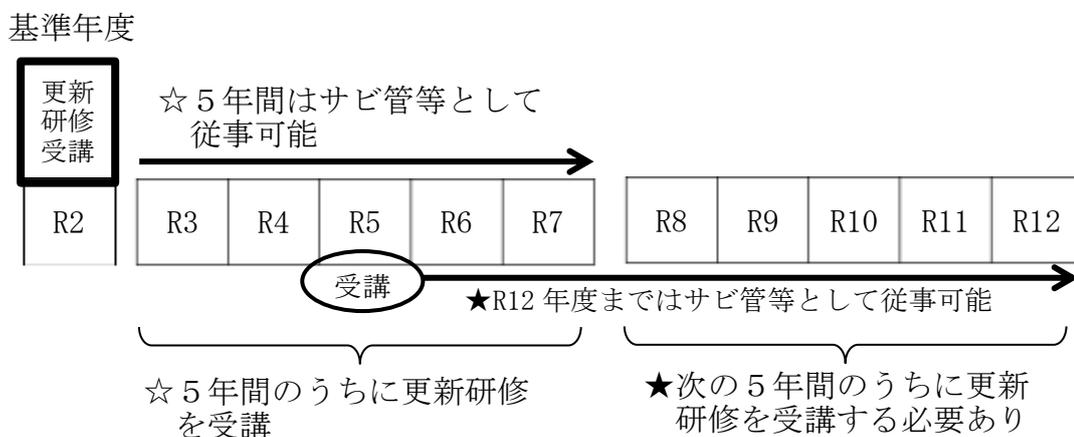
《平成 30 年度以前の受講者》

平成 30 年度以前にサービス管理責任者等の研修を受講された方は、令和元年度から令和 5 年度までの間に更新研修を受講していただく必要があります。

ただし、最終の令和 5 年度に受講者が集中することがないように、平成 30 年度以前の受講者を、最初の分野の研修受講年度により更新研修受講年度を次のとおり割り振っています。

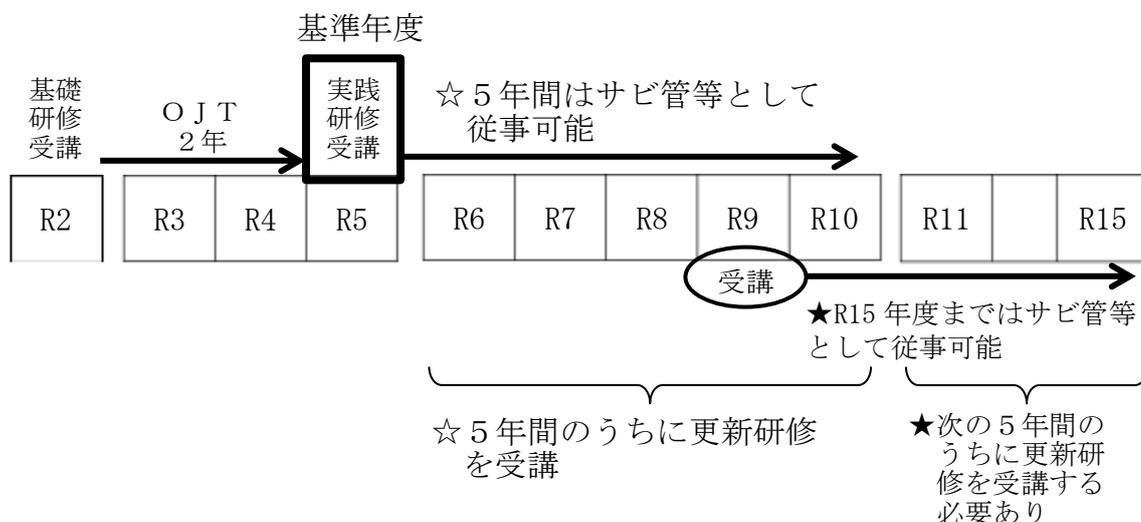
- 令和元年度受講対象者 ⇒ 平成 18 年度～23 年度のサビ管等研修受講者
- 令和 2 年度受講対象者 ⇒ 平成 24 年度～26 年度のサビ管等研修受講者
- 令和 3 年度受講対象者 ⇒ ①平成 27 年度～28 年度のサビ管等研修受講者
②令和元年度に受講申込みをしたが定員超過のために受講不可となった方

〔令和 2 年度に更新研修を受講した場合の例〕



《令和元年度以降に基礎研修を受講する方》

〔令和 5 年度に実践研修を受講した場合〕



※5年間のうちに更新研修が受講できなかった方は、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です）。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 更新研修のQ&A

(更新研修について)

質 問	回 答
サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者も、定期的に研修を受講する必要があると聞いたが、いつ、どの様な研修を受講すればいいのか。	「更新研修」を5年ごとに受講することが必要になった。 平成30年度までに受講した方は、令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに受講する必要がある。令和元年度の研修は令和2年の1月から3月に実施する。 令和元年度以降に基礎研修を修了した方は、OJTを経て実践研修の修了後、5年の期間ごとに更新研修を受講する必要がある。
更新研修の受講対象者の実務要件は、サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）の業務のほか、どの様なものがあるのか。	サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）のほか、管理者又は相談支援専門員として従事した期間が、実務経験として認められる。
更新研修の受講対象者としてサービス管理責任者等の実務要件があるが、常勤専従者でなければ認められないのか。	常勤でなければならないとの要件はない。ただし、受講開始前5年間において通算して2年以上従事とは、「2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であること」が必要である。
5年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講する必要があるのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を受講する必要がある（基礎研修の受講は不要）。定められた年度内に更新研修が受講できなかった場合は、実践研修の修了証書が失効することとなる。
5年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前5年間に2年以上実務経験がなければならないのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった方が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はない。

(申し込みについて)

質 問	回 答
申し込みれば必ず受講できるのか。	実施年度によって受講対象者を設けており、今年度の受講対象はH18～H23年度の修了者としている。 定員が超過した場合、選考を行う。
他府県の事業所も申し込めるか。	県内事業所を優先するため定員を超過した場合は、受講の可能性はきわめて低い。

受講決定後に、所属先が変わったが、研修受講は可能か。	所属が変わっても受講決定は有効だが、受講の継続にあたり、申込時の事業所と、新所属の事業所及び受講者との協議を調べてもらう必要がある。
研修修了証書の発行を受けた後、名字が変更となった場合の対応は。	名字が変更となっても、研修修了証書は有効のため、再発行は行わない。
受講決定後、研修修了までに姓名を変更した場合の対応は。	原則として、申込書に記載した姓名で名簿・修了証書を作成する。
研修申し込みに必要な書類は、下記の3点のみか。 ○様式第1号（必須） ○様式第2号（必須） ○H18～23 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者修了証書の写し（該当者のみ）	84円切手を貼付した返信用封筒が必須。 （法人、事業所から一括して郵送で申し込むことは可能だが、返信用封筒は申込書1通ごとに必要）。 また、修了証書の写しの添付が必要な「該当者」とは、兵庫県以外で実施された研修修了者のことである。
他道府県が発行した研修修了証書は兵庫県で有効か。	有効となる。
サビ管等の配置が必要な事業所を今後開設する予定であり、その場合の申し込み方法は。	今後開設する法人・会社の代表者からの推薦が必要になる。代表者が受講者本人の場合は、同一名の記載となる。
サビ管に就任する予定がない者でも申し込めるか	就任の予定がない者は、申し込めない。
サビ管配置の必要がない事業所から申し込めるか	今後、事業移行等サビ管の配置が必要となるのであれば可能。今後もサビ管配置の必要がなければ、申し込めない。
同一事業所から複数名申し込めるか	受講対象者が複数いる場合は対象者全員の申込みが可能だが必ず優先順位を記入。なお、受講決定後の受講者の変更は認めない。
同一法人から複数名申し込むことは可能か	可能だが、必ず法人内で障害福祉サービスを実施・または予定している事業所から申し込むこと。
申し込む事業所と受講者の勤務する事業所が異なっても申し込めるか	可能。
現在障害福祉サービスに関わっていない者でも申し込めるか	就任予定があれば、申し込みは可能。